（統括ネットワーク事業管理官、上席ネットワーク事業検査官、ネットワーク事業検査官、上席料金専門官及び料金専門官）

第六条　ネットワーク事業監視課に、統括ネットワーク事業管理官一人、上席ネットワーク事業検査官三人、ネットワーク事業検査官一人、上席料金専門官四人及び料金専門官二人を置く。

２～７　［略］

備考　表中の［　］は注記である。

附　則

（施行期日）

１　この省令は、令和二年四月一日から施行する。

（定員の期間別の特例）

２　改正後の経済産業省定員規則第一条の規定にかかわらず、次の表の区分の欄に掲げる機関の同条に規定する定員は、同表の期間の欄に掲げる期間においては、同表の定員の欄に掲げるとおりとする。

区分	期間	定員
本省	令和二年六月三十日までの間	四、五七三人

○経済産業省令第三十二号

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第七十二号）第七条第一項の規定に基づき、及び同法を実施するため、並びに電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二十七条の二（同法第二十七条の十二及び二十七条の二十九において準用する場合を含む。）の規定に基づき、及び同法を実施するため、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行規則及び電気事業会計規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年四月一日　経済産業大臣　梶山　弘志

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行規則及び電気事業会計規則の一部を改正する省令

（エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行規則（平成二十二年経済産業省令第四十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第三条　［略］	**第三条**　［略］
一　［略］	一　［略］
二　非化石電源に係る電気に相当するもの（非化石証書（非化石エネルギー源（法第二条第二項に規定する非化石エネルギー源をいう。）に由来する電気の非化石電源としての価値を取引可能にするための、当該価値を有することを証するものをいう。）の取得その他の方法により非化石電源としての価値を有するものをいう。）の量の内訳を示す資料	二　非化石電源に係る電気に相当するもの（非化石証書（非化石エネルギー源（法第二条第二項に規定する非化石エネルギー源をいう。）に由来する電気の非化石電源としての価値を取引可能にするための、当該価値を有することを証するものをいう。）の購入その他の方法により非化石電源としての価値を有するものをいう。）の量の内訳を示す資料
２～４　［略］	２～４　［略］
備考　表中の［　］は注記である。	